



2020年6月17日

各 位

会 社 名 株式会社大戸屋ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 窪田 健一
(JASDAQ・コード2705)
問合せ先 取締役経営企画部長 松岡 彰洋
電 話 0422-26-2600

当社フランチャイズ加盟店向けのロイヤリティ減額の期間延長に関するお知らせ

当社は、2020年5月15日付け「当社フランチャイズ加盟店向けの総合支援策の実施に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大により甚大な影響を受けている「大戸屋ごはん処」フランチャイズ加盟店様に対する総合的な支援策（8項目）を実施しておりますが、昨今の状況を鑑みて、このうちのロイヤリティの減額について、その期間を延長することといたしましたので下記のとおり、お知らせいたします。

当社といたしましては、引き続き経営努力を尽くし、当社事業に不可欠なパートナーである「大戸屋ごはん処」フランチャイズ加盟店の皆様とともに、この難局を乗り越えてまいる所存です。

記

1. ロイヤリティ減額期間の延長

現在も新型コロナウイルス感染拡大の影響が続いていることに鑑み、実施しているロイヤリティ額の50%減額を当初予定の4月～6月までの3か月間から4月～9月までの6か月間に延長いたします。

【ご参考】

「当社フランチャイズ加盟店向けの総合支援策の実施に関するお知らせ」において公表したフランチャイズ加盟店向けの総合支援策の内容

1. ロイヤリティ等の支払い猶予
フランチャイズ加盟店様からのご要望があった場合、本年4月以降9月分までの最大6か月分のロイヤリティ等の支払いを本年10月まで猶予するとともに、その後の均等分割でのお支払いを可能といたします。
2. ロイヤリティの減額
営業時間短縮や営業停止の状況が生じていることに鑑み、本年4月から6月までの3か月間のロイヤリティ額を50%減額いたします。
3. 仕入食材・ロイヤリティ等の支払いサイトの延長
フランチャイズ加盟店様からのご要望があった場合、仕入食材・ロイヤリティ等の支払いサイトを一定期間延長いたします。

4. 遅延損害金の免除
ロイヤリティ等の本部に対する支払い遅延が発生した場合においても、フランチャイズ契約上定める遅延利息を免除いたします。
5. 休業店舗システム使用料の減額
臨時休業1日あたりのシステム使用料を減額いたします。
6. 複数店インセンティブの毎月の相殺
本部より複数店舗を運営するフランチャイズ加盟店様に年2回支払う「複数店インセンティブ」を毎月のフランチャイズ加盟店様への請求金額から相殺できるようにいたします。
7. 物件保証金の本部請求からの相殺
店舗の物件が大戸屋からの転貸物件である場合に、本部がフランチャイズ加盟店様よりお預かりしている物件保証金額を、毎月のフランチャイズ加盟店様への請求金額から相殺できるようにいたします。
8. 賃料交渉サポート
店舗物件の貸主とフランチャイズ加盟店様間の直接契約の物件についても、物件の貸主との賃料交渉を本部にてサポートを実施いたします。

以上